

若桜町未来ビジョン策定業務仕様書

1 業務名

若桜町未来ビジョン策定業務（以下「本業務」という。）

2 業務背景と目的

若桜町の最大の課題は人口減少と少子高齢化への対応である。子育て支援や教育環境整備等に力を入れて対策を講じているが、町の中心である若桜駅前をはじめとした宿内でも空き家が目立ち、商店数も減少の一途を辿っている。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、2045年度における若桜町の推計人口は1,266人まで減少するとされ、若桜町は全国でも最も消滅危険性が高い町の一つと推定されている。人口減少と少子高齢化対策は先送りのできない喫緊の課題であり、まさに今、町の将来を見据えた長期的、短期的な計画の下、存続をかけた大胆で積極的な改革を実行する必要がある。

人口減少は日本全体の課題であり、若桜町においても今後更なる人口減少は免れないと認識せねばならず、今求められる対策は人口減少を前提とし、それに対応しうる持続可能なまちづくりを進めることである。

人口減少対策は地域の維持・存続のための手段であり、一定人口の維持は地域の維持にとって重要な要素の一つである。人口維持そのものが目的ではなく、意に反して転出せざるを得なくなる人が一人でも減る永住可能なまちづくりを実現することが真の目標である。

住み続けられる地域の維持にとって商店や地域交通、病院の維持・充実が重要な要素であり、今後も一定の人口が減ることが避けられない状況である限り商店や地域交通の維持のために地域需要を交流人口で補う必要がある。また、病院維持のためには商店や地域交通の維持・充実等、生活環境改善によって一定の人口を維持する必要がある。

未来ビジョンの基本的な方向性としては、関係人口の増加を町の活力再生に繋げていくことを目標とする。

本業務は、若桜町未来ビジョン（まちづくり計画に準ずるもの。以下「未来ビジョン」という。）を策定し、次年度以降の早急な事業着手によって「この町に住み続けたい。」という思いを叶えられる町にすることが目的である。

未来ビジョンの策定にあたっては、学識経験者と各関係団体の代表、町民代表などで構成する若桜町未来ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、気運の醸成にも繋がるよう講演会やワークショップを開催しながら、皆で共に学び考えていくスタンスで協議・検討することとする。

3 業務内容

次に掲げる内容は、本業務に必要と考えられる事項を列記したものであり、業務を限定するものではない。最終的には、プロポーザルでの提案内容に基づき、若桜町（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）協議の上、契約を締結することにより決定する。また、本業務の実施にあたっては甲と十分に打ち合わせを行うこと。

(1) 懇話会の企画運営業務

学識経験者と各関係団体の代表、町民代表などで構成する懇話会の運営を行う。懇話会と町の共催による講演会、ワークショップ等を開催しながら気運の醸成と議論の深化を図ること。

ア 開催期間 契約締結の日から令和2年3月上旬頃まで

イ 開催回数 毎月1回程度（講演会及びワークショップを含める）

※必要に応じて開催回数を増やす場合がある。

(2) 未来ビジョンの策定業務

前項（1）の業務における意見集約を踏まえ、以下の事項について検討、整理して未来ビジョンの策定を行う。

- ア 事例調査、資料収集と整理
- イ 懇話会等の意見集約、未来ビジョンへの反映に係る検討整理
- ウ 未来ビジョン事業化に伴う概算事業費算出、運営管理方法等の比較検討
- エ 未来ビジョンにおける将来像のビジュアル化検討整理

4 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合、乙は業務完了届を甲に提出するものとする。

5 成果品検査

乙は、本業務の完了後、事業報告書及び成果品を甲に提出して検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合は速やかに修正を行うものとする。

6 成果品

- (1) 成果品は未来ビジョンとし、紙媒体3部と電子媒体により提出するものとする。
- (2) 紙媒体による成果品は、原則A4縦型左綴じとする。
- (3) 電子媒体による成果品は、CD-Rに業務名称を印刷して2部提出すること。

7 成果品の著作権等

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は甲に帰属するものとし、その利用及び再編集等は自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の実施による成果品は、著作権、肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。著作権等に関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応するものとし、甲はその責任を負わない。

8. 留意事項

(1) 打合せ

乙は、本町担当者と緊密な連携により十分な打合せを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。また、作業途中において中間報告を求められた場合は協力すること。

(2) 資料提出及び説明等

乙は、本業務の実施にあたり、本業務に関連する最新の情報を収集し、本業務への反映に努めることとし、効果的な懇話会の運営と、実効性の高い具体的な未来ビジョンの策定を行うこと。本業務における仕様書に定める成果品以外に必要な資料や説明を求めた場合は協力すること。

(3) 業務の再委託

乙は、本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合には業務の一部を委託することができる。

(4) 瑕疵担保責任

本業務の成果品に対する瑕疵の取り扱いについては、乙の瑕疵担保責任期間を契約満了後から1年とし、不具合が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。

(5) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がない場合であっても、原則として全て乙の負担とする。

(6) 秘密保持

乙は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、本業務満了後も同様とする。

また、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

10 委託者・担当課

若桜町・ふるさと創生課（担当：岡崎）

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5

TEL:0858-82-2231/FAX:0858-82-0134

E-mail: furusato@town.wakasa.tottori.jp